

民間事業者等による外国人観光客誘致のための活動を応援します！

飛騨市外国人旅行者開拓支援事業補助金

飛騨市外国人旅行者開拓支援事業補助金は、民間事業者等の自主的な外国人観光客誘致活動を推進することを目的とした制度です。

補助対象者

市内に事業所を有し、外国人観光客誘致に取り組む法人、複数企業によるグループ又は団体で次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ①市税等を滞納していないこと
- ②事業内容が公序良俗に反しないものであること

補助対象となる経費

外国人旅行者誘致を目的とした、海外での観光展、旅行博又は旅行商談会に参加する費用のうち次に掲げる経費。

- ①展示会等へ出展するために必要なスペースの確保に要する経費（会場借上料、出展小間料）
- ②展示会等の出展に必要な装飾工事、電気工事に要する経費
- ③展示会等の出展スペース内で使用する機器等のレンタルに要する経費
- ④その他展示会等出展登録料等
- ⑤展示会等の主会場までの旅費等（宿泊費を含む）
- ⑥その他、市長が必要と認める経費

補助金額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。

※1回の申請につき30万円が限度。

※同一の補助対象者が、同一年度内に交付申請をすることができる補助金額は1年度につき100万円が限度。

申請の流れ

交付申請書提出→審査→交付決定→事業実施→実績報告→審査→補助金額確定→補助金請求→補助金支払い

補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、事業に着手する前に交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 構成員一覧表（団体等の場合のみ）
- (4) 展示会等の出展案内・パンフレット等の資料
- (5) 見積書等の経費算出の根拠資料
- (6) 市税の全税目における納税証明書

実績の報告

補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 展示会等の出展を確認できるもの（出展者一覧、小間割図等）
- (2) 出展中の様子がわかる写真
- (3) 支払等証拠書類の写し

その他

- ◆海外での展示会等は当該年度内に事業が終了するものを対象とする。ただし、当該展示会等の会期が当該年度末から継続して翌年度にかかるもの又は当該展示会等が翌年度に実施されるが、出展小間料等（会場費）の支払期限が当該年度中のものは対象とする。
- ◆補助対象経費は補助金の交付決定の日から当該年度末までに契約及び支払いが完了するものを対象とする。翌年度まで継続する事業については事業終了までの見込額を補助対象経費とし、翌年度事業終了後速やかに精算すること。

受付場所

飛騨市役所観光課（電話：0577-73-7463）